

平成25年度第1回入札監視委員会の審議概要

開催日時	平成25年 5月31日（金）午前9時30分から午前11時50分まで
場所	人吉市役所 3階第1会議室
出席委員氏名	霧山 満 委員長 寺床 住夫 委員 立山まき子 委員 徳澄 静浩 委員 奥村 高史 委員
審議対象期間	平成24年10月 1日～平成25年 3月31日
対象工事件数	83本
抽出審議案件	6本

質 問	回 答
<p>抽出審議工事1：二日町配水管改良工事</p> <p>(1) 掘ってみたら埋設物があったため切り回しが必要になったとあるが、人吉市の上水道の設計図はあるのか？</p> <p>(2) 人吉市でN T Tの配管の埋設位置も把握しているのか？</p> <p>(3) 埋設物で石などの自然物以外の上下水道管等は設計の段階で把握できるのか？</p> <p>(4) 設計の段階で、埋設物がある程度想定して設計額を決定しているのか？</p>	<p>報告事項について</p> <p>入札・契約の手続きの運用状況の報告について</p> <p>（事務局から入札・契約事務の経過について説明する。）</p> <p>(1) 現在はマッピングシステムを導入しており、管理図面をシステムに入れ込んでいるが、導入前は設計図面と管理図面が別々になっていたため完全には管理できていません。</p> <p>(2) N T Tが台帳を作成して把握していますが、台帳と合わない部分があるので工事の際は毎回立ち会ってもらっています。</p> <p>(3) 設計の段階で台帳等を確認し、本管は把握していますが、個人宅への引込管等は給水申込書の図面と異なる場合がありますので、注意して工事を行います。</p> <p>(4) 基本的にはあらゆる想定をして設計書を作成していますが、実際掘ってみると個人宅への給水管など想定外のものもあります。</p>

抽出審議工事 2 : 人吉西小学校校舎大規模改修工事 (後期)

(1)

1 回目の入札でどの業者も予定価格に達せず、また予定価格と開きがあったようだが、一部設計を見直した 2 回目の入札で落札されたのはなぜか？

(2)

変更契約で増額になっているが、建築設計事務所に設計を委託しているのに、最初の設計の段階で根太の本数が不足しているのは予想できなかったのか？

抽出審議工事 3 : 村山公園水道施設改築工事

(1)

改築とありますが、新たに水道管を引いたのか？

(2)

契約変更の理由に設計に時間がかかって工期を延長したとあるが、特殊な設計なのか？

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1)

1 回目の入札の際、単価の表記にわかりづらい部分があったので、規格・材質等詳細に記入したことで、床の材料を設計書では塩ビシート、図面ではよりグレードの高いインレードタイプと材料を記載しており、設計書と図面とで異なった材質を採用していたことが不発の原因であると判断し、2 回目の入札の際は、児童の安全性等を考慮し元々予定していた床の材料に設計を見直し、1 回目と同じ業者で 2 回目の入札を行い落札されました。

(2)

根太の部分については、実際に床を開けてみたところ、本数が不足していたので追加で補強したものです。当初設計の段階で、あらゆる角度から事前調査はしていますが、床をはがないとわからない部分であり、事前調査では床をはぐことはできないので、設計変更で対応しました。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1)

村山公園の給水管は昭和 50 年頃に設置しており、これまで漏水、給水管破損等が発生していたので、国の交付金事業で改築を行っています。

φ 50 mm の給水管を 904 m、φ 25 の給水管を 516 m 布設しています。

(2)

特殊な設計ではありませんが、村山公園の施設全体の設計を依頼しており、設計業務委託が 2 ヶ月位委託期間を延長したので、工事の発注が遅れて、工期延長としました。

抽出審議工事 4：城本荒毛線改築工事

(1)

工期延長の理由に、河川管理者との協議に不測の日数を要したためとあるが事前にできなかったのか？

(2)

変更契約の理由で地元からの要望とあったが、設計段階で周辺の同意を得たり、町内会等に説明をしたりしないのか？

(3)

第3回目の変更理由で農道の取り付け舗装に伴い、法面整形工を追加するとあるが、やってみてはじめてわかるものなのか？

抽出審議工事 5：青井西間線道路補修工事

(1)

切削オーバーレイ工とは？

(2)

設計変更理由に交通誘導員の増とあるが、工期の延長はなかったのか？

(3)

交通誘導員の単価というのは熊本県下で決まっているのか？

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1)

事前に協議はしていますが、工事の進捗に合わせて協議が必要となるためです。

(2)

平成23年度に説明会を行っておりますが、今回の変更分は着工してから要望があがってきている分などが対象となっています。

(3)

農道の取り付け道路の舗装高の変更に伴い、法面の勾配が急になったため、当初予定していた法面整形工では法面部分の面積が不足し、崩落している部分等もありましたので追加しました。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1)

今ある舗装を削りとり、新たに舗装をする工法です。

(2)

設計に盛込む交通誘導員の数は、補助の工事の場合計算式があり、それに基づき算定しており、始めからの追加はできません。しかし、実際の工事現場においては企業や店舗が隣接しているため車両、歩行者の安全を確保するため1日2人であった交通誘導員の数を1日平均4人に増やしまして、工期の延長は行っておりません。

(3)

はい、統一単価が決まっています。

抽出審議工事 6 : 下林北願成寺線道路補修工事

(1)

設計変更理由に舗装計画高と既設舗装高に高低差があったためとあるが、当初設計の段階でわからなかったのか？

(2)

青井西間線道路補修工事と業者の指名が一緒だが、下位等級から2者いれてもよかったのではないのか？

(3)

通学路指定ということで安全面を考慮して設計変更で交通誘導員の増が行われているが、その他地元から横断歩道の設置の要望はなかったのか？

(4)

下位等級の業者になると、社会保険や雇用保険に加入していない業者がいると思うが、そのような場合市ではどのように対応しているのか？

(総括)

発注工事全体で変更契約（設計変更）が多いようだ。当初設計できちんと測量するなり現場を調査するなりすれば変更は生じないはずと思う。

契約担当課できちんと管理するよう要望する。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1)

職員が設計を行う場合、舗装高までは測量をしません。

実際工事を着工してから施工業者による着工前測量を行ったところ高低差が判明したので、設計変更を行いました。

(2)

発注当時、下位等級の工事が多くでていたので、手持ち工事の状況や全体のバランス等を考慮し指名しております。

(3)

地元からの要望等はありませんでした。横断歩道を設置する場合は、警察の判断となるため、協議が必要となります。なお、歩道のところにわかりやすいようにグリーンラインを引く予定です。

(4)

社会保険や雇用保険の加入の有無については、建設工事格付の際に反映されるようになっております。

事業課へ注意を促していきます。